

日本における公的成年後見制度の 導入について

—ドイツの運用スキームを参考に

上山 泰

はじめに

- 1 法定後見における市町村の新たな役割
- 2 ドイツにおける法的世話制度の運用スキーム
- 3 日本型公的後見制度の導入をめぐる課題

はじめに

平成23年は、わが国の法定後見制度の運用にとって、きわめて重要な2つの政策決定があった年として記憶されることになるだろう。すなわち、1つは、老人福祉法32条の2（後見等に係る体制の整備等）の創設を通じて、市町村に対して、法定後見の運用基盤整備に対する努力義務が課されたことであり、もう1つは、これを促進する具体的施策としての「市民後見推進事業」が試験的ながら実施されたことである。後者の名称が示すように、両者の直接的な政策目的は、いわゆる市民後見⁽¹⁾の適正な運用を目指した仕組み作りにある。しかし、後述するように、そこで想定されている運用スキームは、市民後見の領域を大きく踏み超えて、わが国の成年後見制度の運用全体をドラスティックな変革へと導く可能性を秘めたものと評価できる。なぜなら、このスキームは、法定後見の適正な運用に対する行政の積極的役割を明確に意識したものとなっており、従来のがわが国に決定的に不足していた「司法（家庭裁判所）と行政（市区町村）との有機的連携による広義の公的後見スキーム」の萌芽として位置づけられる仕組みになっているからである。そこで、まず本稿では、先の2つの政策の意義について、公的後見制度の重要な要素となる行政の機能を中心に分析する。さらに、今回の市民後見推進事業における市民後見運用スキームのモデルと思われる、ドイツの法定後見制度の運用スキームと対比させつつ、現行スキームを日本型の公的後見制度へと発展させていくための課題点を明らかにしていきたい。

(1) 市民後見の意義や具体的な運用実態については、池田恵利子・小淵由起夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門』（2011年、民事法研究会）に詳しい。

1 法定後見における市町村の新たな役割

(1) 老人福祉法32条の2の概要

平成23年6月15日付けで可決成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保健法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」によって、老人福祉法32条の2⁽²⁾が新設された（平成24年4月1日施行）。この規定の趣旨は、努力義務としてではあるが、地方自治体に対して、法定後見制度の運用基盤の整備を求めることにある。

まず同条1項は、同法32条が規定する法定後見の市町村長申立権との関連で、適任の法定後見人候補者の養成とその活用を図るために、①「研修の実施（養成機能）」、②「家庭裁判所に対する法定後見人候補者の推薦（就任支援機能）」、③「その他必要な措置」を講じる努力義務を市町村に課している。注目すべきは、同法を所管する厚生労働省が、③の具体例として「研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置」⁽³⁾を挙げていることである。特に、後者の後見人の支援（活動支援機能）を、行政機関である市町村が担うという点は、将来における日本型公的後見制度の構築にあたって、きわめて重要な要素となる。法定後見の適正な運用を保障していくためには、支援者である後見人（および後見人候補者）に対して、後見人候補者養成、後見人就任支援、後見人活動支援の各ステージを通じて、一貫した行政的支援を提供できる体制作りが必要だからである。

続いて、同条2項は、都道府県に対して、市町村が担う先の各措置の実施について、助言その他の援助を行う努力義務を課している。具体的には、市町村が単独で市民後見人の養成を行うことが困難な場合に、広域的な観点から都道府県が養成研修を実施すること等が想定されている⁽⁴⁾。全体としては、後見運用支援における行政の原則的な実施主体は市町村であり、都道府県はその補完機能を負うという位置づけといえるだろう。

(2) 市民後見推進事業

老人福祉法32条の2の構想を具現化するための具体的施策が、厚生労働省のモデル事業として、

(2) 本条の具体的内容は以下の通りである。

1 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(3) 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室「市民後見人の育成および活用の取組み」実践成年後見38号（2011年）68頁、及び、厚生労働省webサイト「市民後見関連情報」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>）参照。

(4) 前掲「市民後見人の育成および活用の取組み」68頁参照。なお、このための具体的施策として、平成23年度から「都道府県市民後見人養成事業」が「高齢者権利擁護等推進事業」の1つとして開始された。ただし、平成23年度はわずかに大阪府、和歌山県、福岡県の3府県でのみ実施されているにすぎない。本事業の実施要綱お

平成23年度にスタートした市民後見推進事業⁽⁵⁾である。同省によれば、この事業の目的は、今後予測される高齢者の後見ニーズのさらなる増加に伴って、市民後見人を中心とした支援体制の構築が必要になる⁽⁶⁾との認識に基づいて、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化して、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組みを支援することにある⁽⁷⁾。

具体的な事業内容としては、①「市民後見人養成のための研修の実施」、②「市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築（(ア)市民後見人の活用等のための地域の実態把握、(イ)市民後見推進のための検討会等の実施）」、③「市民後見人の適正な活動のための支援（(ア)弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築、(イ)市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見人候補者の推薦のための枠組の構築）」、④「その他、市民後見人の活動の推進に関する事業」が挙げられている⁽⁸⁾。

そして、これを踏まえて、司法（家庭裁判所）、行政（市町村）、民間団体（後見実施機関）の三位一体構造に基づく、市民後見運用スキームが「市民後見人を活用した取組例のイメージ」として提示されている。すなわち、まず第1段階として、市町村ないし市町村から委託を受けた後見実施機関が、市民後見人養成研修を実施する（後見人候補者養成）。次に第2段階として、研修修了者の名簿を作成し、市民後見人候補者の登録を行う。そして、市町村が、成年後見等開始の審判の具体的案件の内容に応じて、先の名簿登録者の中から適任者を選定し、家庭裁判所に推薦する（後見人就任支援）。最後に第3段階として、この一連のプロセスを通じて選任された市民後見人に対して、後見実施機関が、専門職による相談対応等を含めて、継続的な活動支援を行うことが予定されている（後見人活動支援）。

よび3府県の事業概要は、前掲厚生労働省webサイト（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>）で閲覧できる。

(5) 平成23年度は、以下の26都道府県の計37市区町で実施されている。北海道釧路市、北海道余市市、北海道南富良野町、北海道本別町、青森県八戸市、秋田県横手市、秋田県湯沢市、福島県福島市、福島県本宮町、群馬県玉村町、埼玉県飯能市、千葉県松戸市、東京都墨田区、神奈川県横浜市、富山県小矢部市、石川県加賀市、福井県あわら市、山梨県北杜市、静岡県沼津市、静岡県富士市、愛知県豊川市、愛知県高浜市、滋賀県大津市、大阪府大阪市、大阪府岸和田市、兵庫県神戸市、兵庫県西宮市、鳥取県米子市、島根県松江市、島根県浜田市、岡山県笠岡市、香川県坂出市、愛媛県松山市、福岡県筑紫野市、熊本県山鹿市、熊本県水俣市、鹿児島県薩摩川内市。なお、各市区町の事業概要を前掲厚生労働省webサイト（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>）で閲覧できる。

(6) こうした認識の背景にある、いわゆる後見爆発への懸念やこれに伴う専門職後見人の枯渇問題については、上山泰『専門職後見人と身上監護（第2版）』（2010年、民事法研究会）57-59頁参照。

(7) 「市民後見推進事業実施要綱」参照。この要綱は、厚生労働省webサイト（http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/suishinjigyou_jisshigaiyou.pdf）でダウンロードできるほか、前掲「市民後見人の育成および活用の取組み」70頁にも掲載されている。

(8) 「市民後見推進事業実施要綱」参照。

（3）市民後見運用スキームの意義

日本型公的後見制度の構築という視点から見ると、こうした市民後見運用スキームの重要な特徴として、以下の点を指摘できる。第1に、法定後見の運用における行政の役割の大きな拡張である。従来、行政は、老人福祉法32条等の市町村長申立規定を通じて、成年後見等開始の審判時に申立人の役割を果たすに留まっていた。まさに後見制度運用の入口部分でわずかに関与していたにすぎない。これに対して、今回のスキームでは、後見人選任後の活動支援という、法定後見の運用上もっとも重要な段階までが視野に納められている。

第2に、行政と司法の地域的連携の強化とこれに伴う家庭裁判所の負担軽減である。本来、成年後見人等の選任は家庭裁判所の職権事項であり（民法843条等）、後見人候補者の探索⁽⁹⁾やその適格性の審査は、調査官等を通じて、家庭裁判所の責任で行われる事務である。これに対して、今回のスキームでは、市民後見人候補者名簿の作成や事案に応じた適任者の推薦といった後見人就任支援機能を市町村側に負わせることによって、成年後見人等の選任に関する家庭裁判所の実質的な負担軽減が図られている。家庭裁判所のマンパワー不足に起因する運用上の課題点が数多く指摘される昨今、行政との連携による適切な機能分担を通じた裁判所の負担軽減という方向は、注目に値する。今回のスキームは市町村長申立ての円滑な実施を直接の目的としているため、行政と司法の連携の直接的な対象も申立段階に限られているが、後述のように、より重要性の高い後見人活動支援の領域でも、市町村等に対して一定の支援機能を割り振ることによって、家庭裁判所の監督機能を本来の司法権的領域に特化させ、その負担軽減を図ることが検討されてもよいのではないかと考えられる。

第3に、準公的な性質を持つ地域の民間団体⁽¹⁰⁾を後見実施機関として、運用スキームの中核に位置づける点である。これによって、後述するドイツの運用スキームと類似したネットワーク型運用スキーム（民間団体・行政・司法の地域的連携）が実現可能となる。ただし、今回のスキームでは、市町村が関連事務の大半を後見実施機関に委託してしまうような運用を行った場合、実質的には、スキームにおける行政の役割が非常に希薄になってしまう虞がある。この点は、行政独自の役割のない司法権を将来の立法的対応を含めて明確にしていくことが必要と思われる。

（4）市民後見運用スキームの源流

今回のスキームの大枠は、直接的には、介護と連動する市民後見研究会「市町村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～報告書」（2011年3月）に基づいている。ただし、この背景には、厚生労働省の老人保健福祉事業推進費等補助金事業として展開された、日本成年後見法学会による一連の研究がある⁽¹¹⁾。たとえば、日本成年後見法学会・市町村における権利擁護機能のあり

(9) ただし、申立人が提出する後見開始の審判申立書には、成年後見人候補者の記載欄がある。本来、これは任意の記載事項であるが、実務上は記載を強く求められる場合があるという。特に、市町村長申立事案については、従来から、申立人である市町村側で適任の後見人候補者を準備しておくように要請されることが多いようである。

(10) 先進地域の実践例を踏まえて、地域の地方自治体との密接な連携のもとに公益的な視点から法人後見活動等を行っている民間団体（社会福祉協議会、NPO法人等）が想定されている。

(11) 本文で触れた平成18年度報告書のほか、日本成年後見法学会・市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会—平成17年度報告書—」（2006年3月）、日本

方に関する研究会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会—平成18年度報告書—」（2007年3月）69頁は、後述するドイツの運用システムをベースとして、今回のスキームとほぼ同じものを既に提唱していた。

また、実務的にみても、今回のスキームは既存の先進的实践例をモデルにしている。品川区、世田谷区、大阪市等の市民後見運用スキームは、後見人候補者養成、後見人就任支援、後見人活動支援という、まさに今回のスキームの中核要素を先取りした形態になっている⁽¹²⁾。さらに言えば、わが国の後見実務において、こうしたスキームをいち早く実践していたのは、「成年後見センター・リーガルサポート（司法書士）」や「権利擁護センターばあとなあ（社会福祉士）」といった、専門職後見人団体である⁽¹³⁾。両者はいずれも、その所属会員に対して、濃密な養成研修を施したうえで（後見人候補者養成）、その修了者を団体の推薦する専門職後見人候補者として名簿に搭載し、これを家庭裁判所に提出している（後見人就任支援）。加えて、会員の後見人就任後には、活動報告書の徴収等を通じた団体による私的監督の実施や、継続研修、賠償責任保険の整備等を含めた会員の活動支援のための体制が組まれている（後見人活動支援）。両者は、法人後見団体として、会員単独の個人後見では対応の難しい困難事案等について、自ら法人後見人に就任して活動する点でも共通している。実は、こうした公益性の強い民間の後見実施機関⁽¹⁴⁾を中核として、司法と行政を併せた三者が密接な連携のもとに、地域の後見運用を実施するという基本構造（ネットワーク型運用スキーム）⁽¹⁵⁾は、ドイツにおける法的世話制度の運用スキームをモデルの1つとして考案されたものである⁽¹⁶⁾。そこで、今回の市民後見運用スキームの真価を論じるうえで、その源流で

成年後見法学会・身上監護研究会「身上監護研究会—平成19年度報告書—」（2008年3月）、日本成年後見法学会・市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会—平成21年度報告書—」（2006年3月）が公刊されている。また、日本成年後見法学会・制度改正研究委員会「法定後見実務改善と制度改正のための提言」（2008年7月）32-33頁でも、こうしたスキームを前提として、ドイツの世話社団を参考とした養成・監督・支援機関の創設が提言されている。

(12) こうした先進地帯の実践例の詳細については、前掲池田ほか42-124頁を参照されたい。

(13) 両団体については種々の紹介文献があるが、ここでは最新の1つとして、新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』（2011年、日本評論社）414-423頁 [矢頭範之執筆]、447-454頁 [星野美子執筆] を挙げておく。

(14) 本稿では、施策を所管する厚生労働省が使用する後見実施機関という表記に従う。ただし、後述するように、この組織の役割は、単に法人後見等の組織型後見の主体になるというに留まらず、むしろ地域の親族後見人の支援等を含めて、後見人の支援を行う点にウェイトがあると理解すべきである。この意味では、「後見支援組織」という呼称の方がふさわしいように思われる。

(15) 現行成年後見制度の導入時から、ドイツ世話法に造詣の深い研究者たちによって、世話社団とこれを中核としたドイツの成年後見制度に関するネットワーク型運用スキームの有益性が強調され、その日本への導入が提唱されていた（たとえば、新井誠『高齢社会の成年後見法 [改訂版]』（1999年、有斐閣）127頁、田山輝明『続・成年後見法制の研究』（2002年、成文堂）254頁以下等）。今回の市民後見運用スキームや、その源流である専門職後見人団体の運用スキームは、こうした学説の直接・間接の影響下において発展してきたものと評価できる。本稿の論述もこれら先達の議論に依拠するところが大きい。

(16) たとえば、本文で紹介した一連の流れの草分けであるリーガルサポートについては、設立に直接関与した当事者が、『特にドイツの世話人（日本における成年後見人）制度、とりわけ世話人協会の存在が司法書士の具体的

あるドイツのスキームを比較参照してみることが有益だろう。

2 ドイツにおける法的世話制度の運用スキーム

(1) 基本構造——民間団体・行政・司法の三位一体構造

ドイツの運用スキームの特徴は、民間団体である「世話社団 (Betreuungsverein)」⁽¹⁷⁾、地域の行政官庁である「世話官庁 (Betreuungsbehörde)」⁽¹⁸⁾、司法機関である「世話裁判所 (Betreuungsgericht)」の三者が、密接な連携による機能分掌に基づいて、地域の後見運用を実施することにある⁽¹⁹⁾。こうしたネットワーク型運用スキームは、まさに「成年後見制度に対する公的運用支援システム（社会的後見支援システム）」の理念型の1つであり、本稿にいう広義の公的後見制度の具体例となる。加えて、世話官庁及び官庁世話人 (Behördenbetreuer) による後見は、狭義の公的後見制度というべき「公後見人制度」の一例である。したがって、このスキームのもう1つの特徴として、狭義の公的後見制度を組み込む形で、広義の公的後見制度が設計されているという点が挙げられる。公的後見制度の設計に当たって、単に行政（ひいては国家）を後見の担い手とする仕組みを導入して満足するのではなく、行政を地域の後見運用ネットワークの重要な1プレーヤーとして組み込んだうえで、地域社会の自発的な支援の動きを活性化するような社会的後見支援システムを創り上げていくことが肝要に思われる⁽²⁰⁾。後述するように、わが国の場合、公後見人制度の不在という特殊事情から、広義の公的後見制度の萌芽形態の方が先行的に成立してきた経緯があるが、これを完成に導いていくうえで、広狭両者の公的後見の特質を併せ持つドイツの運用スキームを分析することは有意義であると思われる。そこで以下では、このスキームにおける3つの主体の主要な機能を簡潔に紹介することで、各主体がどのような形で連携しながら、全体として、社会的な後見支援のネットワーク、すなわち広義の公的後見制度を形作っているか概観していく⁽²¹⁾。

方向付けを決定したといっても過言ではない』、『司法書士会は、ドイツの世話人協会等から示唆を得て、リーガルサポートを設立した』旨を明言している。齋木賢二・大貫正男「司法書士と成年後見」新井誠編『成年後見』（2000年、有斐閣）333頁、338頁参照。

(17) 文献によっては、世話（人）協会とも訳される。邦語による紹介としては、前掲新井（註15）98頁以下、前掲田山（註15）252頁以下、田山輝明『成年後見法制の研究 下巻』（2000年、成文堂）345頁以下等がある。

(18) 邦語による比較的詳細な紹介として、前掲田山（註17）366-381頁がある。

(19) こうしたドイツの運用スキームに基づいて、わが国でも公的支援ネットワークを確立すべきことを提唱するものとして、新井誠「日本の成年後見法の展望—あるべき姿を求めて—」実践成年後見36号（2011年）140-141頁がある。ここにいう公的支援ネットワークは、本稿における広義の公的後見制度とほぼ同義と解され、政策論としての基本的方向性を同じくするものと思われる。

(20) この点について、菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』（2010年、ミネルヴァ書房）264-270頁の理念的考察が重要な示唆を与える。

(21) 以下のドイツの運用スキームに関する一般的記述については、主として下記文献に依拠する。

Bienwald/Sonnenfeld/Hoffmann, *Betreuungsrecht Kommentar*, 5. Auflage, 2011; Damrau/Zimmermann, *Betreuungsrecht*, 4. Auflage, 2011; Dodegge/Roth, *Systematischer Praxisiskommentar Betreuungsrecht*, 3. Auflage, 2010; Fröschle/Guckes/Kuhrke/Locher, *Praxisiskommentar Betreuungs- und Unterbringungsverfahren*, 2. Auflage, 2010; Schmidt/Bayerlein/Mattern/Ostermann, *Betreuungspraxis und psychiatrische Grundkagen*, 2. Auflage, 2011.

(2) 世話社団——民間団体の役割

世話社団は、ドイツ民法1908f条1項及び各州法に規定された要件⁽²²⁾に基づいて、各州の管轄官庁（通常は各地域の世話官庁）によって認可を受けた権利能力を有する社団（ドイツ民法21条以下の規定に基づく非営利目的の登記済社団）である。1つの地方行政区画内で複数の世話社団が活動しており、ドイツ全土での総数は800団体を超える⁽²³⁾。世話社団は、後述の世話官庁と同様、1992年の世話制度導入に伴って新設された組織形態であるが、その母体の多くは、ドイツカリタス連盟、ドイツ福音主義協会ディアコニー事業団等のキリスト教系福祉団体のように、旧制度時代から成年後見領域を含む福祉領域において活動していた民間福祉団体である。

世話社団の第1の機能は、法定後見の実施機能である。世話法の基本原則である自然人による個人的世話の要請（ドイツ民法1897条1項）から、世話社団の常勤職員が個人後見の形態で、社団世話人（Vereinsbetreuer）⁽²⁴⁾として活動する方式が原則であるが（ドイツ民法1897条2項）、例外的に、自然人では十分な支援ができない場合に限り、世話社団それ自体が世話人に就任する（ドイツ民法1900条1項）。後者はわが国における法人後見に相当する。

第2の機能が、横断的職務（Querschnittsaufgaben）の実施機能である。これには、①名誉職世話人及び任意後見人に対する相談支援機能（法律問題に関する助言に留まらず、本人とのコミュニケーションの取り方等を含む後見職務の実施に広く関連した助言や支援を含む）、②予防的代理権授与状（Vorsorgevollmacht：わが国の任意後見契約書に相当）の作成希望者に対する相談支援機能、③名誉職世話人の計画的リクルート機能、④名誉職世話人に対する養成研修及び継続研修の実施機能、⑤職員間での経験交流機能等が含まれる。これらの職務は世話社団の認可要件（ドイツ民法1908f条1項）でもあり、その活動は先の法定後見の実施とは違って義務的である。また、通常、世話社団はこうした職務の代償として、州等から助成を受けている。わが国のスキームとの関係からいえば、名誉職世話人の調達と支援について、世話社団が中核的な役割を果たすことが重要である。ただし、ドイツの名誉職世話人には、わが国の親族後見人が含まれているため、期待される機能としては同質でも、支援の対象者はドイツの方が明らかに広いことに留意する必要がある。

(3) 世話官庁——行政の役割

世話官庁は、各州ないし各地方自治体のレベルにおいて、地域の世話業務を所管する役所であり、現行世話制度の導入に併せて立法された世話官庁法（Betreuungsbehördengesetz）によって新設された行政組織である。世話官庁の具体的な組織構成や権限については、各州法に委ねられている（世

⁽²²⁾ 認可要件の詳細については、各州法によって規定されることになっており、連邦法である1908f条1項よりも加重した認可要件を州法で規定できる（ドイツ民法1908f条3項）。つまり、1908f条1項の規制は世話社団の適格性を保障するためのナショナルミニマムにすぎない。

⁽²³⁾ もっとも、1995年1月1日時点では868団体であったが、2006年1月1日時点では834団体に（Damrau/Zimmermann, S.544）、さらに2008年には806団体にまで減少している（<http://wiki.btprax.de/Betreuungsverein>）。減少の主たる理由は、世話社団への財政助成を行う州の予算削減にあるようである。

⁽²⁴⁾ 社団世話人及び官庁世話人は職業世話人の類型に位置づけられている（Schmidt/Bayerlein/Mattern/Ostermann, S.55）。

話官庁法1条)⁽²⁵⁾。

世話官庁の第1の機能も、世話社団と同様、法定後見の実施機能である。世話官庁の常勤職員が個人後見の形態で、官庁世話人として活動するのが原則であること、例外的に世話官庁それ自体が世話人就任する場合があることも世話社団と同じである（ドイツ民法1897条2項、1900条4項）。ただし、世話官庁による世話はラストリゾートとしての意味を持つため、選任の優先順位は世話社団よりも劣後し、最下位に位置づけられている（ドイツ民法1900条4項）。いずれの形態も公後見人制度の類型として位置づけることができる。

第2の機能も、世話社団と同様、横断的職務の実施機能である。特に世話官庁には、当該地域における世話活動のマネージャーとしての役割が期待されている⁽²⁶⁾。なかでも重要な意義を持つのが、①世話人一般及び任意後見人に対する相談支援・活動支援機能（世話官庁法4条）と、②世話裁判所に対する支援機能（世話官庁法7条、8条）である。前者の相談機能については、その対象者が世話社団よりも広く、名誉職世話人はもとより、社団世話人や世話社団、さらには世話社団に所属していない自営の職業世話人までが含まれる。また、活動支援機能の面で、公権力の行使に係わる行政特有の執行支援機能が含まれている点が注目される。たとえば、ドイツでは世話人に居所指定権が認められているが、裁判所の許可に基づいて強制的な施設入所を実行するような場合、世話官庁がときには警察機構の利用も含めて、こうした強制入所の執行支援を行うものとされている（ドイツ家庭事件手続法312条、326条）。さらに、わが国のスキームとの関係からいえば、後者の裁判所に対する支援機能もきわめて興味深い。この具体例としては、世話人選任の必要性等に関する裁判所への通知（世話官庁法7条）、世話人候補者の裁判所への推薦（世話官庁法8条）、裁判所にとって必要な事実関係の解明に対する協力（たとえば、世話人選任時における社会調査に基づくソーシャルレポートの作成）等が挙げられる⁽²⁷⁾。わが国の実務においても、市町村長申立事案においては、事実上、市町村がこうした役割を果たしているケースが少なくないが、ドイツの場合、より一般的かつ広範な行政による裁判所の支援が求められている点が重要である。

（4）世話裁判所の役割——司法の役割

世話裁判所も、日本の家庭裁判所と同様、世話人の選任機能、世話人の提出した会計報告書の監査機能、世話人一般に対する司法的監督機能（世話人の解任や医療同意事案等における特別の許可

⁽²⁵⁾ たとえば、バイエルン州の場合、1991年12月27日の世話法施行法によって、郡及び独立市に世話遂行に関する職務権限が帰属しており、所轄官庁は世話署（Betreuungsstelle）という名称を掲げるものとされている（Bienwald/Sonnenfeld/Hoffmann, S.235）。

⁽²⁶⁾ Vgl. Diekmann/Meier (hesg.), Qualität im Betreuungswesen, 2007, S. 75-78.

⁽²⁷⁾ 実務家団体からは、世話官庁法改正も視野に入れて、地域における世話活動の中核組織としての世話官庁の役割をさらに強化すべきことが提言されている。具体的には、不要な法定後見開始を回避するための世話官庁のフィルタリング機能強化、世話人選任時における世話官庁によるソーシャルレポート提出の義務化、地域の世話社団との協働の強化、ドイツ民法1896条2項所定の「その他の社会的支援」の有無の探索を世話官庁の職務とすることなどが指摘されている。Vgl. Vormundschaftsgerichtstag, Zur rechts- und sozialpolitischen Diskussion um die Weiterentwicklung des Betreuungsrechts (http://www.bgt-ev.de/fileadmin/Mediendatenbank/Stellungnahmen/2009-2011/Weiterentwicklung_des_Betreuungsrechts_20101025.pdf).

付与など)等を負う。また、世話裁判所も、世話官庁と並んで、世話人一般に対する相談支援機能を担う(ドイツ民法1837条1項,1908i条1項)。特に、世話人に就任する者が経験の少ない名誉職世話人の場合、世話の開始時点において、その基本的職務に関する説明を行い、さらに必要に応じて、本人と世話人に対して導入面談を実施することで、世話人の後見職務に対する一般的な導入機能を果たしている(ドイツ家庭事件手続法289条)。

3 日本型公的後見制度の導入をめぐる課題

(1) 公的後見制度の位置づけ

公的後見制度という概念については、必ずしも既に確立した理解があるわけではない⁽²⁸⁾。しかし、従来から成年後見(特に法定後見)制度の運用をめぐる課題の1つとして、国による公的な支援の充実化が強く求められ続けており、こうした文脈の中で、公的後見ないしはこれに類似する表現が語られてきている⁽²⁹⁾。そして、そこでは公的後見の機能として、「低資力者に対する後見利用可能性の担保(公的な経済的利用支援の仕組み)」⁽³⁰⁾と「困難事案対応(後見の担い手面でのラストリゾートとしての役割)」の2点に焦点があった。いうまでもなく、こうした主張の背景には、成年後見制度の社会保障的側面を重視し、成年後見を必要とするあらゆる人が制度を利用できるようにするためのセーフティーネットを国の責任において整備しなければならないという理解が潜んでいる。私見によれば、これはまさに「成年後見の社会化」⁽³¹⁾の核心でもある。

さて、こうした理解に基づいて、公的後見の制度設計を考えると、その最も端的な形態として浮上するのは、国もしくは市町村等の地方自治体が後見人に就任する公後見人制度であろう。このタイプであれば、困難事案への対応はもとより、低資力者の利用費を無償ないしごく低額に抑えることで、経済的な利用支援の問題も同時に解消できるからである⁽³²⁾。先述のドイツの世話官庁および官庁世話人による法定後見はこれに該当する⁽³³⁾。本稿では、このタイプの公的後見の仕組み

(28) たとえば、本稿とは異なり、これを法定後見制度とほぼ同義に理解するかにみえる見解もある(田山輝明「公的成年後見制度」実践成年後見28号(2009年)56頁以下、同「成年後見制度の法的位置づけ」小林一俊・小林秀文・村田彰編『高齢社会における法的諸問題』(2010年、酒井書店)13頁以下)。

(29) たとえば、須永醇「成年後見制度の課題」判例タイムズ1030号(2000年)58頁以下は、つとに『費用・報酬を負担できない要保護者や費用・負担を必ずしも負担できないわけではないのだが保護者たりうる要員をそもそも見出しえない要保護者、これらの者への対応をどうするのか』と現行法の姿勢を批判し、公後見人型の公的後見導入の必要性に関する問題提起をしていた。

(30) もっとも、そもそも低資力者を成年後見制度の利用主体として想定するべきかについては、民法学上の通説的理解と現状の特に厚生労働省による施策との間に大きなギャップがある(上山泰「統一感なき成年後見法政策に終止符を！」週刊社会保障2623号(2011年)46頁以下参照)。

(31) 私見は、成年後見の社会化について、「社会福祉のインフラ整備の一環として、国や地方自治体が成年後見制度の利用可能性を広く市民一般に保障する責務を負うべきことになったこと」と定義する(前掲上山(註6)12頁)。

(32) たとえば、日常生活自律支援事業において生活保護受給世帯の利用料を無料としているのと同様の制度設計がありえる。

(33) 後見を担う実施主体と公権力がいかなる関係にあるかという視点から、諸外国の後見制度を類型化したもの

を「狭義の公的後見制度（公後見人制度）」と位置づける⁽³⁴⁾。

これに対して、今回の市民後見運用スキームに見られるように、市町村等の行政組織が、後見人候補者の養成や後見人の活動支援といった、いわば側面的な運用支援を担うというスタイルについても、公的後見の範疇に含めてよいと思われる⁽³⁵⁾。本稿では、こうした「成年後見制度に対する公的運用支援システム（社会的後見支援システム）」を「広義の公的後見制度」と呼んでおく⁽³⁶⁾。この場合、公的な経済的利用支援もその重要な構成要素の1つとして位置づけることができる。たとえば、現行の成年後見制度利用支援事業による後見報酬・後見費用助成の仕組みを拡充することや、生活保護の仕組みの中に後見扶助費を正面から位置づけるといった政策を議論の俎上に載せることができるだろう。また、むしろ、こうした広義の公的後見制度の枠組みに、狭義の公的後見制度である公後見人制度を組み入れることは、先述のドイツのスキームが示すように可能であるし、むしろ望ましい方向性というべきである。

（2）現行制度における広義の公的後見の要素

周知のように、現在のわが国において狭義の公的後見制度（公後見人制度）は存在していない。しかし、この一事をもって、わが国の現状において、公的後見の要素が皆無であると即断するのはやや早計である。広義の公的後見制度という視点からみれば、従前からの法定後見制度の運用の中にも一定の「公的」⁽³⁷⁾要素を見出すことができるからである。

まず第1に、行政の公的関与を明示する仕組みとして、成年後見等開始の審判に対する申立権が

として、前掲菅258頁以下の分析が参考になる。

(34) 「地方公共団体は、法人とする」との地方自治法2条1項の規定からすれば、現行法の下でも、市町村等の地方公共団体（地方自治法1条の3）を法人後見人として選任することは理論的にまったく不可能というわけではない。しかし、頻繁な人事異動に象徴される日本型の行政人事システムに伴う支援者の継続性担保の困難性や、当該行政区域外での活動制約の可能性をめぐる問題（利用者の施設入所に伴い住所地が変更された場合の対応主体等も問題となろう）などを考え合わせるならば、現状で市町村等を法人後見人に直接選任することはやはり困難と思われる。この点については、地方公共団体としての市町村等の本来業務との整合性（税金をベースとして、一人の市民の法定代理人として活動することの適否等）を含む本質的な議論を踏まえたうえで、何らかの立法的手当てを検討していくことが本筋であろう。

(35) 前掲菅249頁以下も、本稿と同様の視点に立つものと思われる。

(36) 論者により力点の差はあるが、成年後見法研究8号（2011年）79頁以下の諸論稿（成年後見法学会第7回学術大会第4分科会「公的支援システムの確立に向けて」の報告に基づく）が論じる公的支援システムは、本稿でいう広義の公的後見制度とおおよそ合致するものと思われる。

(37) 既に、前掲田山（註26）56頁以下、及び、西田和弘「権利擁護の将来像と公的責任—成年後見制度を中心に—」山田晋・有田謙司・西田和弘・石田道彦・山下昇編『社会法の基本理念と法政策』（2011年、法律文化社）257頁以下等が、本稿と同様、現行制度における公的要素について検討を加えている。また、筆者自身による分析については、前掲上山（註6）20-30頁、274-283頁、及び、上山泰「身上監護に関する決定権限—成年後見制度の転用問題を中心に—」成年後見法研究8号（2010年）41-44頁を参照されたい。なお、任意後見と対比した場合、後見人の選任及び監督を国家機関である家庭裁判所が直接担う点において、法定後見は既に一定の「公的」性格を帯びることになる（前掲田山（註26）56-57頁参照）。ただし、日本の任意後見制度は間接的監督の形態とはいえ、家庭裁判所の関与がかなり強化されているため、純粋な私的自治に基づく古典的な持続的代理権の仕組みと比べれば、かなり「公的」な要素が強い。

重要である。この申立ての領域では、禁治産宣告制度の時代から検察官の申立権（民法7条、11条、15条）という形態で行政の補充的機能⁽³⁸⁾が明定されていたが、現行制度では、市町村長申立権（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健福祉法51条の11の2）の導入を通じて、さらに拡充されている。また、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法が、成年後見制度を虐待防止に対する有効な法的対応策の1つとして捉えたうえで、市町村長申立権を行政の役割として位置づけている点も重要である。ここには、民法上の成年後見制度と社会保障法上の制度とを密接に連動させる形で、一定の社会福祉政策（たとえば社会的弱者に対する虐待防止）を実現しようとするスキームが明瞭に提示されている。そして、少なくともこの限りでは、成年後見制度は単なる私法上の財産管理制度であるに留まらず、公的な利用保障を要請する社会福祉システムの1つとして機能しているといえるからである。

第2に、公的な経済的利用支援に関する仕組みとして、成年後見制度利用支援事業に基づく後見費用等の助成がある。周知のように、現状、その利用はきわめて不十分であるが、現行の政策の中に低資力者による成年後見制度の利用を前提とするものがあるという事実は強調されるべきであろう。また、これと関連して、生活保護法81条（後見人の請求）が生活保護受給者による成年後見利用を当然視するような規定ぶりとなっており、社会実態としても、多数の生活保護受給者に専門職後見人が付されていること⁽³⁹⁾を指摘しておきたい。

第3に、やや視点の異なる要素ではあるが、成年後見人等の公的職務性である。現行法上、親族後見人も、民事、刑事の両面において、第三者後見人と原則的に同等の法的責任を負う⁽⁴⁰⁾。このことは、親族といえども、単に家族としてではなく、一種の社会的あるいは公益的職務として後見職務を担っていることを裏付けるものといえる。少なくとも、この面では、家族に特別な法的地位が認められていない点は重要である⁽⁴¹⁾。

(38) 東京高決昭和56年12月3日家月35巻4号86頁は、「配偶者、四親等内の親族、後見人、保佐人が存在せず、または存在しても本人を禁治産者とすべき客観的な必要性があるのに拘らず、これらの者あるいは本人が申立てをなさない場合に備えて補充的に認めたものである」として、検察官の申立権の補充的性格を強調する。また、批判は強いものの、市町村長申立ての実務もまた、「市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること」との通達（平成17年7月29日厚生労働省障害発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号）に基づいて、親族の申立権に対する補充性を前提に運用されている。

(39) 専門職後見人の中でも、特に低資力者事案の受任が多い社会福祉士の場合、法定後見受任総数7654件のうち、生活保護世帯850件（約11%）、住民税非課税世帯5,383件（約70%）という状況にある。「権利擁護センターばあとなあ受任状況（2011年2月報告書）」（http://www.jacsw.or.jp/12_seinenkoken/juninjokyo/files/1102junin.pdf）参照。なお、受任総数344件中7件（約2%）と数は少ないながら、任意後見についても生活保護受給者の利用が見られる点は注目される。

(40) まず民事責任については、親権者に適用されている注意義務の軽減規定（民法827条）に相当する規定がないため、親族後見人も善管注意義務（民法869条、644条）を負うべきことになる。また刑事責任については、未成年後見人の横領行為について親族相盗例（刑法244条1項）の重要性を否定した最判平成20年2月18日刑集62巻2号37頁があるほか、成年後見人についても同様の結論を示した下級審裁判例（仙台高裁秋田支部平成19年2月8日判タ1236号104頁）がある。

(41) このことからすれば、民法上の扶養義務との関係について、なお整理を行う必要はあるものの、親族であるとの一事をもって当然に報酬請求から排除されるべきではないといえる。

（3）市民後見運用スキームの公的後見制度への展開可能性

さて、このように、現行制度の中にも広義における公的後見の要素が既に一定程度は見受けられるわけだが、今回の市民後見運用スキームの導入はこうした要素をさらに拡充するものであり、将来における日本型公的後見制度の確立に向けた大きなステップとなる可能性を秘めている。このスキームの最大の意義は、従来、市町村長申立権という唯一の道具立てに基づいて、法定後見制度の運用の入口に当たる申立段階（成年後見等開始の審判の時点）でのみ積極的な役割を負うにすぎなかった行政が、選任後の後見人に対する活動支援までを射程に含めて、制度の運用全体に渡る関与を（努力義務の形式でとはいえ）求められるようになった点にある。加えて、ドイツの世話社団と類似した役割が期待される民間ベースの後見実施機関を、地域における後見運用の中核組織として、各地に創設しようとしていることも重要である。

しかし、他方において、現在提起されているスキームにはまだ不十分と感じられる部分が多く残されている。まず最大の問題は、このスキームが市民後見の運用という非常に狭いターゲットに限定されている点である。既述のように、源流であるドイツのスキームは、専門職後見や親族後見等も射程に収めた、成年後見制度全体の運用スキームとして機能している。それにもかかわらず、なぜわが国では、こうしたある種の矮小化が生じたのであろうか。実は、この問いの解答にこそ、わが国の公的後見制度構築にとって最も重要な課題が影を潜めている。筆者の理解によれば、矮小化の遠因は公後見人制度の不在にある。

既述のように、公的後見の基本的機能は、「低資力者に対する後見利用可能性の担保（公的な経済的利用支援の仕組み）」と「困難事案対応（後見の担い手面でのラストリゾートとしての役割）」の2点に求められる。しかし、わが国の場合、成年後見制度を単なる財産管理制度にすぎないと位置づける民法学上の通説的理解も手伝って、前者の観点に基づく公後見人制度創設が国のレベルの政策課題として実行される環境がほとんどなかった⁽⁴²⁾。他方において、現実問題としては、わが国にも低資力者の後見利用に対する強力な社会的ニーズが存在しており、家庭裁判所もまた、本人の低資力を理由として後見開始を拒絶するような運用は採らなかったため、実務的には実質的に無報酬前提の後見人候補者を多数調達する必要が生じたわけである。もとより、このニーズの多くは親族後見によって吸収されたものと想像できるが、認知症高齢者らの単身世帯化や精神障がい者らの社会的孤立化（家族の見放し）等の要素から、第三者後見人を利用せざるをえない低資力者も大量に顕在化していた。従来、主として、この問題に対応してきたのは、社会福祉士、司法書士、弁護士等による専門職後見と、これらの専門職を構成員とする法人後見団体による法人後見だったといえる。しかし、専門職後見と法人後見の役割はこれだけに留まらなかった。公後見人制度の不在による、もう一方の欠缺領域、すなわち困難事案対応に対するラストリゾートとしての機能も、なかば押しつけられる形になったからである。結局、従来わが国では、専門職後見と法人後見に、公後見人制度の役割を事実上肩代わりさせることで、公後見人制度の不在という制度設計上の構造

(42) もっとも、現行成年後見制度の立法担当者は、福祉サービス供給手段の契約化との関連から、低資力者による制度利用の可能性を必ずしも否定していたわけではない（小林昭彦・原司『平成一一年民法一部改正法等の解説』（2004年、法曹会）97頁参照）。

的な欠陥を取り繕ってきたといえる⁽⁴³⁾。ところが、近時、後見利用数の増加に伴う専門職後見人候補者の枯渇が取りざたされるに至り、新たな公後見人制度の肩代わり先を早急に見出す必要が生じてきた。これが市民後見（人）である。つまり、近時の市民後見活用に対する積極的な社会的奨励の裏側には、市民後見を公後見人制度の安価な代用品としてしか捉えていない人々が潜む可能性を否定できないのである。今回のスキームが、安価な代用品調達にとって必要最小限のターゲットである市民後見の領域に限定されているのは（つまりは、市民後見領域への矮小化が生じてしまったのは）、こうした一連の経緯の結果ともいえる⁽⁴⁴⁾。

しかし、そろそろ我々は、専門職後見、法人後見、市民後見と、次々に公後見人制度の安価な代用品を求めてさまよい歩く、安易な政策姿勢を脱却するべきではないだろうか。むしろ、今一度、低資力者による成年後見制度利用の要否について正面から検討したうえで、仮にこれを肯定するのであれば、公後見人制度の創設を含めて、成年後見利用に関するセーフティーネットとしての公的後見制度の整備を図っていくべきである。このとき、現在の市民後見運用スキームは、来るべき本格的な公的後見制度構築の重要な素材として活用できるだろう。既述のように、本来、このスキームは、狭義の公的後見制度である世話官庁および官庁世話人による公後見人制度を組み込んだ、広義の公的後見制度である「成年後見制度全体に対する公的運用支援システム（社会的後見支援システム）」として、ドイツで運用されている仕組みだからである。要は、わが国固有の経緯から、矮小化して継受されてしまったスキームを、本来の広義の公的後見の仕組みとしてリサイクルし直せばよいわけである。

（4）公的後見制度構築に向けた課題点

本稿の最後に、今回の市民後見運用スキームを、本来の姿である広義の公的後見制度へと組み替えていくための検討課題を列挙しておきたい。

第1に、行政の役割をより明確化することである。最も短期的な政策目標としては、努力義務に留まる老人福祉法32条の2の規定を通常義務規定に強化する必要がある。しかし、より本質的な目標は、行政の関与を市民後見運用の枠から解き放ち、成年後見制度の運用全体に拡充していくことである。そして、このこと自体は、同条の文言解釈からすれば、実は法改正を待つことなく可能といえる。たしかに、立法担当者が市民後見人を同条における養成・支援の直接的対象として想

(43) この結果、本来、有償であるべき専門職後見について、無償の公益的奉仕として機能する「プロボノ型専門職後見」（前掲上山（註6）4頁、248頁参照）の方がむしろ多数を占めるような病理現象（プロボノ型専門職後見の強制）が生じてしまっている。また、法人後見の領域では、専門職法人後見団体のみならず、今回のスキームのモデルである先進的な社会福祉協会やNPO法人等による準公的な法人後見団体に対しても、事実上、公後見人制度の肩代わりが押しつけられてきたといえる。

(44) この矮小化された継受という構図は、同じくドイツの運用スキームに範を採った専門職後見人団体の運用スキームで生じたことの、ある意味では繰り返しである。結局、わが国では、もともと、広義の公的後見としての意味を持つ社会的な後見支援の運用スキームを、端的に国全体の政策として、本来の公的後見の形で継受するという方向をとらずに、専門職後見や市民後見という部分領域のスキームとして、漸次、受け入れる形になってしまったわけだが、現実には、そのスキーム本来の潜在能力を搾取して、この部分領域に公的後見の肩代わりをさせてきたわけである。

定していたことは、改正と併せて実施されている市民後見推進事業の実施要綱などからも明らかである。しかし、同条における養成・支援の対象に親族後見人や専門職後見人を含めて読み込むことは、文言上、特に無理のある解釈ではない。しかも、本稿で論じてきたように、このスキームの源流であるドイツでは、親族や専門職の後見人も広く対象に含めた、後見制度全体の運用スキームとして使用されているわけであり、同条の対象者を成年後見人全体に広げることは、むしろスキーム本来の機能をフルに発揮させる活用法というべきである。さらに、より中長期的な目標となるかもしれないが、一定の範囲で物理的な強制力を行使することについて、一般私人よりも正当化がしやすい行政権の特性を生かす形で、後見人の支援の面における行政固有の役割について議論を深めていくべきではないと思われる。そして、終局的には、地方自治体等が後見人に直接就任する公後見人制度の構築へと歩みを進めていくべきであろう。

第2に、司法と行政、すなわち、家庭裁判所と市町村との地域的な連携スキームの強化である。たとえば、地域の親族後見人の活動を行政が支援しようとしても、親族後見人に関する基本情報は、事実上、所管する家庭裁判所によって一元的に管理されており、市町村といえども、その情報を包括的に取得することは容易ではない。そこで、立法論も視野に入れたうえで、地域における後見関連情報を家庭裁判所と市町村とで共有できる仕組みを構築していくことが必要である。短期的な目標としては、家庭裁判所が主催する連絡協議会を地域における後見運用の基幹的ネットワークとして、より実効的に活用していくことが検討されるべきだろう。現状では、連絡協議会の題材として成年後見が取り上げられる頻度にも家裁ごとにかかなりの温度差があり、少なくとも成年後見の活用という面では形骸化してしまっている地域も少なくないようである。こうした形骸化を回避して、実り多い会議とするためには、参加メンバーの工夫も1つの方法になると思われる。たとえば、現在の連絡協議会の場合、行政側からの参加者が、実際に市町村長申立ての実務を担当している市町村レベルの関係者ではなく、都道府県レベルの形式的な担当者になっているケースもあると聞く。しかし、地域の成年後見ネットワークを有効に機能させるためには、現実の成年後見の現場を知悉している市町村レベルの担当者こそが意見交換の対象として相応しいというべきだろう。このことは、老人福祉法32条の2に基づく市民後見運用スキームにおける行政の第一次的な主体が市町村であることを踏まえるとき、現行スキームを適正に運用するという観点からも正当化されるだろう。

第3に、司法的監督機能と行政的な後見支援機能の分離に基づく、広義の公的後見制度に関する環境整備である。具体的には、市町村の役割を後見人の活動支援の領域にウェートを置いたものとしていくことによって、従来、家庭裁判所の監督機能の文脈で捉えられてきた事項の一部を、市町村の役割として配分し直すことが考えられる。逆にいえば、家庭裁判所の監督機能を後見人の解任等を中心とした本来の司法的権能に集中させていくことになり、現状の家庭裁判所の過負荷状態をある程度改善する効果も期待できるかもしれない。たとえば、家庭裁判所の担う相談支援機能は、民法859条の3が規定する居住用不動産処分許可の対象等、一定の法律的评价が伴う領域に限定し、地域の入所施設に関する情報といった福祉的領域に関する相談支援機能などは、市町村（もしくはその委託を受けた後見実施機関）に割り振る方が各組織本来の性質からみて合理的であろう。また、後見開始時における本人の能力評価についても、従来の医学的鑑定一辺倒ではなく、福祉的なソー

シャルリポートを重視する方向に変革していくとともに、ソーシャルリポートの作成やこれに伴う本人調査については、家庭裁判所調査官ではなく、市町村の職員等、行政側のマンパワーの方に役割を移していくことも考えられる。いうまでもなく、こうした政策の方向性は、先述の家庭裁判所と市町村との地域的な連携スキームの強化の延長線上に位置づけられるものである。なお、紙数の都合上、詳述の機会は別稿に譲るが、こうした政策的次元での議論に加えて、後見人の活動に対する社会の基本的なスタンスを、監督（後見人の違法行為抑制のための強制的コントロール）から、支援（後見人の好ましい自発的行動を誘発するための環境整備）へと移し替えていくという理念的な問題について、さらに考察を深めていくことが必要であることを付言しておきたい⁽⁴⁵⁾。

（かみやま・やすし 筑波大学法科大学院教授）

[付記] 本稿は、科学研究費補助金（平成23-25年度基盤研究（C）課題番号23530087「障害者権利条約と整合的な制限行為能力制度の再構築」（研究代表者上山泰））、及び、科学研究費補助金（平成22-24年度基盤研究（A）課題番号22243005A「自律論・差別論・正義論を基盤とした障害者法学の構築」（研究代表者菊池馨実））に基づく研究成果の一部である。

(45) この点では、菅富美枝『法と支援型社会』（2006年、武蔵野大学出版会）が提唱する「（支援者を支援する）二重の支援」という概念がきわめて重要な意義を持つ（特に同書37頁、119頁以下、125頁以下参照）。また、この理念に基づく成年後見制度の具体的分析として、上山泰・菅富美枝「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」筑波ロー・ジャーナル8号（2010年）15-19頁を参照されたい。